



マンガンなど5項目「要監視」に追加 - 中環審健康項目専門委 -

中央環境審議会水環境部会の環境基準健康項目専門委員会は、マンガン指針値 0.2mg/l など5項目を新たな要監視項目に盛り込む専門委員会第一次報告の素案を審議しました。素案では、環境基準項目について「従来通りの取り扱い」とし、追加や既存基準値などの変更はありません。

素案は専門委員会の審議をベースに事務局が作成したものです。それによると、マンガン(指針値案 0.2mg/l)、ウラン(同 0.002mg/l)、塩化ビニル(同 0.002mg/l)、1,4-ジオキサン(同 0.05mg/l)、エピクロルヒドリン(同 0.0004mg/l)の5項目を新たな要監視項目として設定するとしています。

また、要監視項目でありながら、指針値が設定されていなかったアンチモンについて、指針値 0.02mg/l の設定及び p-ジクロロベンゼンの指針値を 0.3 から 0.2mg/l に強化することなどを盛り込んでいます。

また現在、全水域で一律基準となっている健康項目について、水域特性に基づく項目の取り扱いの概念整理を行い、議論を継続していく必要性などを今後の課題として素案に盛り込む方針です。これまで河川、湖沼、海域など全水域で一律でした水質環境基準健康項目を水域ごとの基準値に見直す動きにも今後、関心が集まりそうです。更に、今後の課題として報告に盛り込む項目としては、水道水源水質に起因する水道水の悪臭問題も挙がっています。

資料: 2003年10月22日付 環境新聞

機器分析箇所 岡田 伸美

ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設の追加

環境省はダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設(水質基準対象施設)に4-クロロフルアル酸水素ナトリウム製造に係る施設、2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造に係る施設を追加し、その水質排出基準を 10pg-TEQ/L とするため、ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の改正を行う予定です。環境省では、高濃度のダイオキシン類の発生に係る事故等が生じた未規制の工場や文献等でダイオキシン類の発生の可能性が確認された未規制の工場等について、類似工程を有する工場を含め、ダイオキシン類が発生しているかどうかの調査を「ダイオキシン類未規制発生源調査検討会」での検討を踏まえつつ行ってきました。調査工場のうち上記2施設についてダイオキシン類の排出が確認されたという調査結果をうけて、これらの施設についてダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設(水質基準対象施設)として追加すべく、ダイオキシン類対策特別措置法の政令等の改正を進める予定です。

資料: 2003年10月17日付 環境省ホームページ
2003年10月20日付 化学工業日報 p.12

クロマト研究所 戸邊 真一

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 土壌汚染の自主調査条件付きで容認 環境省
2. 建設発生土有効利用へ取り組み強化 国土交通省
3. 「RPF」自主品質基準 日本 RPF 工業会
4. 廃駆除剤を追加へ 廃掃法改正案 環境省
5. 有害化学物質登録認定に関する新法 EU 対象3万物質
6. 有害大気汚染物質自主管理10物質で目標達成
7. 酸化エチレンなどを対象に追加 環境省
8. 環境ホルモンの環境リスク評価計画を見直し 環境省
9. 石綿の使用禁止 労働安全衛生法施行令一部改正
10. 産廃不法投棄対策 10年で岩手220億、青森440億
11. 一級河川中の環境ホルモン濃度調査結果を公表 国土交通省



事業内容

- 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- 4 水道法第20条に基づく水質検査
- 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- 7 トータルサニテーション管理
- 8 委託試験・研究・開発